

令和2年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 令和3年1月14日（木）
午後2時～午後4時
場 所 平塚市役所本館3階 303会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正
保険税率の見直し 諮問事項
- (2) 令和3年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要
- (3) 平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期）データヘルス計画の中間見直し（案）
- (4) その他

3 閉 会

令和3年度の国保事業費納付金(本係数・仮係数)の比較

1 本係数納付金と仮係数納付金の比較

種類	単位	3本	3仮	差	比
総額	円	7,150,388,252	7,283,441,340	-133,053,088	-1.83%
医療分	円	4,740,713,553	4,952,008,110	-211,294,557	-4.27%
一般分	円	4,737,634,137	4,948,928,694	-211,294,557	-4.27%
退職分	円	3,079,416	3,079,416	0	0.00%
後期分	円	1,732,528,426	1,687,435,505	45,092,921	2.67%
一般分	円	1,732,528,426	1,687,435,505	45,092,921	2.67%
退職分	円	0	0	0	0.00%
介護分	円	677,146,273	643,997,725	33,148,548	5.15%
一般分	円	676,541,443	643,392,895	33,148,548	5.15%
過年度分	円	604,830	604,830	0	0.00%

2 前年度本係数(≡現年度9月補正予算)との比較

種類	単位	3本	2本	前年差	前年比
総額	円	7,150,388,252	7,176,553,881	-26,165,629	-0.36%
医療分	円	4,740,713,553	4,857,149,097	-116,435,544	-2.40%
一般分	円	4,737,634,137	4,855,986,916	-118,352,779	-2.44%
退職分	円	3,079,416	1,162,181	1,917,235	164.97%
後期分	円	1,732,528,426	1,699,413,334	33,115,092	1.95%
一般分	円	1,732,528,426	1,699,141,488	33,386,938	1.96%
退職分	円	0	271,846	-271,846	-100.00%
介護分	円	677,146,273	619,991,450	57,154,823	9.22%

参考

前年度の本係数と仮係数の差

種類	単位	2本	2仮	差	比
総額	円	7,176,553,881	7,218,232,033	-41,678,152	-0.58%
医療分	円	4,857,149,097	4,923,752,141	-66,603,044	-1.35%
一般分	円	4,855,986,916	4,922,606,562	-66,619,646	-1.35%
退職分	円	1,162,181	1,145,579	16,602	1.45%
後期分	円	1,699,413,334	1,658,852,383	40,560,951	2.45%
一般分	円	1,699,141,488	1,658,580,330	40,561,158	2.45%
退職分	円	271,846	272,053	-207	-0.08%
介護分	円	619,991,450	635,627,509	-15,636,059	-2.46%

令和3年度の国保事業納付金について

各市町村が負担する国保事業納付金については、保険給付費などを基に算定されますが、今回、神奈川県より示された令和3年度の国保事業納付金は、保険給付費を令和3年度の見込み額に対して、約90億円を減額し令和2年度と同額で算定されました。このことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている各市町村が負担する国保事業納付金の上昇を抑えています。今回の取組については、次のような影響が想定されます。

想定される影響（県）

現時点で約90億円程度の保険給付費の不足が想定されるため、財政安定化基金の取崩しが想定される。

**想定される影響（市）**

保険給付費が不足となり、財政安定化基金を取り崩した場合、翌々年度以降の3か年度の各年度において取崩額の3分の1の額を国保事業納付金に上乗せして納付する必要がある。そのため、令和4年度以降の3か年について、国民健康保険税率が急激に上昇する可能性がある。

**本市の対応**

新型コロナウイルスの影響や国民健康保険税率の激変緩和などを考慮しつつ、翌々年度以降の取崩額の補填に備える必要がある。

令和3年度 標準保険料率(確定係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,217,325	後期支援分 1,709,529	介護分 654,927	被保数 54,976 人
標準収納率	医療分 90.82%	後期支援分 90.82%	介護分 90.82%	所得総額 36,402 百万円
賦課割合	応能割 54	応益割 46	均等割 32.20 70.0%	平等割 13.8 30.0%

(参考)2年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.25%	25,620円	17,160円	42,780円
後期課税額	2.39%	9,650円	6,470円	16,120円
介護納付金課税額	2.37%	12,240円	6,110円	18,350円
	11.01%	47,510円	29,740円	77,250円

令和3年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.26%	24,701円	17,090円	41,791円
後期課税額	2.61%	10,013円	6,928円	16,941円
介護納付金課税額	2.69%	12,144円	6,204円	18,348円
	11.56%	46,858円	30,222円	77,080円

現在値との差 (3標準保険料率-現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.01%	-919円	-70円	-989円
後期課税額	0.22%	363円	458円	821円
介護納付金課税額	0.32%	-96円	94円	-2円
	0.55%	-652円	482円	-170円

令和3年度 標準保険料率(仮係数)

必要な保険料総額の差異(確定係数 - 仮係数)			
単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-193,467	63,699	100,544
被保数・所得総額の差異(確定係数 - 仮係数)			
被保数	単位	所得総額	単位
0 人		315 百万円	

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,410,792	後期支援分 1,645,830	介護分 554,383	被保数 54,976 人
標準収納率	医療分 90.82%	後期支援分 90.82%	介護分 90.82%	所得総額 36,087 百万円
賦課割合	応能割 54	応益割 46	均等割 32.20 70.0%	平等割 13.8 30.0%

(参考)2年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.25%	25,620円	17,160円	42,780円
後期課税額	2.39%	9,650円	6,470円	16,120円
介護納付金課税額	2.37%	12,240円	6,110円	18,350円
	11.01%	47,510円	29,740円	77,250円

令和3年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.54%	25,834円	17,874円	43,708円
後期課税額	2.52%	9,640円	6,670円	16,310円
介護納付金課税額	2.50%	11,319円	5,782円	17,101円
	11.56%	46,793円	30,326円	77,119円

現在値との差 (3標準保険料率-現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.29%	214円	714円	928円
後期課税額	0.13%	-10円	200円	190円
介護納付金課税額	0.13%	-921円	-328円	-1,249円
	0.55%	-717円	586円	-131円

確定係数による税率と仮係数による税率の差異

【確定係数 - 仮係数】			
所得割税率	均等割額	平等割額	
-0.28%	-1,133	-784	-1,917円
0.09%	373	258	631円
0.19%	825	422	1,247円
0.00%	65円	-104円	-39円

令和3年度 予定税率

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,318,012	後期支援分 1,633,598	介護分 633,580	被保数 54,644 人
平成31年度 目標収納率	医療分 91.50%	後期支援分 91.50%	介護分 87.50%	所得総額 36,402 百万円
賦課割合	応能割 54	応益割 46	均等割 32.20 70.00%	平等割 13.8 30.00%
(参考)2年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数 別)	平等割額 (世帯数 別)	
基礎課税額	6.25%	25,620円	17,160円	42,780円
後期課税額	2.39%	9,650円	6,470円	16,120円
介護納付金課税額	2.37%	12,240円	6,110円	18,350円
	11.01%	47,510円	29,740円	77,250円
令和3年度 予定税率	所得割税率	均等割額 (被保数 別)	平等割額 (世帯数 別)	
基礎課税額	6.41%	25,290円	17,490円	42,780円
後期課税額	2.50%	9,560円	6,620円	16,180円
介護納付金課税額	2.60%	11,740円	6,000円	17,740円
	11.51%	46,590円	30,110円	76,700円
現在値との差 (予定税率-現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数 別)	平等割額 (世帯数 別)	
基礎課税額	0.16%	-330円	330円	0円
後期課税額	0.11%	-90円	150円	60円
介護納付金課税額	0.23%	-500円	-110円	-610円
	0.50%	-920円	370円	-550円

令和3年度 標準保険料率(確定係数)

必要な保険料総額の差異(予定税率 - 標準税率)			
単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	100,687	-75,931	-21,347
被保数・所得総額の差異(予定税率 - 標準税率)			
被保数	単位	所得総額	単位
-332 人		-27 百万円	

3年度予定税率と3年度標準保険料率の差異 【予定税率 - 標準税率】			
所得割税率	均等割額	平等割額	
0.15%	589	400	989円
-0.11%	-453	-308	-761円
-0.09%	-404	-204	-608円
-0.05%	-268円	-112円	-380円

基礎・後期分のみ(39歳以下)			
所得割税率	均等割額	平等割額	
0.15%	589	400	989円
-0.11%	-453	-308	-761円
0.04%	136円	92円	228円

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,217,325	後期支援分 1,709,529	介護分 654,927	被保数 54,976 人
標準収納率	医療分 90.82%	後期支援分 90.82%	介護分 90.82%	所得総額 36,429 百万円
賦課割合	応能割 54	応益割 46	均等割 32.20 70.0%	平等割 13.8 30.0%

(参考)2年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数 別)	平等割額 (世帯数 別)	
基礎課税額	6.25%	25,620円	17,160円	42,780円
後期課税額	2.39%	9,650円	6,470円	16,120円
介護納付金課税額	2.37%	12,240円	6,110円	18,350円
	11.01%	47,510円	29,740円	77,250円

令和3年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数 別)	平等割額 (世帯数 別)	
基礎課税額	6.26%	24,701円	17,090円	41,791円
後期課税額	2.61%	10,013円	6,928円	16,941円
介護納付金課税額	2.69%	12,144円	6,204円	18,348円
	11.56%	46,858円	30,222円	77,080円

現在値との差 (3標準保険料率-現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数 別)	平等割額 (世帯数 別)	
基礎課税額	0.01%	-919円	-70円	-989円
後期課税額	0.22%	363円	458円	821円
介護納付金課税額	0.32%	-96円	94円	-2円
	0.55%	-652円	482円	-170円

モデル世帯保険税年額

モデル世帯

- ①夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、所得300万円（妻年収0円）
- ②夫婦2人(30代)・子ども2人世帯、所得200万円（妻年収0円、2割軽減世帯）
- ③夫婦2人(70歳)世帯、所得90万円（妻年収0円、5割軽減世帯）
- ④単身世帯(70歳)、所得30万円（7割軽減世帯）
- ⑤夫婦2人(30代)・子ども4人世帯、所得200万円（妻年収0円、5割軽減世帯）

軽減率	介護該当	その他	世帯合計	所得金額	介護所得
0.0	2	2	4	3,000,000	3,000,000
0.8		4	4	2,000,000	0
0.5	2	2	2	900,000	0
0.3		1	1	300,000	0
0.5		6	6	2,000,000	0

年税額推移			
31年度	2年度	3年度①	3年度②
477,900	489,100	501,900	501,500
268,500	275,900	278,300	280,200
94,300	96,300	97,200	97,600
18,200	17,600	17,500	17,700
253,800	261,800	264,100	266,000

2年度との比較					
→(%増)	3年度①	→(%増)	3年度②	→(%増)	予定税率
3%	12,800	3%	12,400	2%	11,100
1%	2,400	2%	4,300	1%	3,600
1%	900	1%	1,300	1%	1,300
-1%	-100	1%	100	0%	0
1%	2,300	2%	4,200	1%	3,500

【平成31年度】

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	158,865	63,813	59,541	
	均等割	101,320	24,760	37,520	
	平等割	19,090	6,100	7,080	
	計	279,200	94,600	104,100	477,900

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	99,365	0	37,241	
	均等割	81,056	0	30,016	
	平等割	15,272	0	5,664	
	計	195,600	0	72,900	268,500

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	33,915	0	12,711	
	均等割	25,330	0	9,380	
	平等割	9,545	0	3,540	
	計	68,700	0	25,600	94,300

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,599	0	2,814	
	平等割	5,727	0	2,124	
	計	13,300	0	4,900	18,200

⑤		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	99,365	0	37,241	
	均等割	75,990	0	28,140	
	平等割	9,545	0	3,540	
	計	184,900	0	68,900	253,800

【31基礎データ】

	医療分	介護分	後期支援分
基礎控除	330,000	330,000	330,000
所得割	5.95%	2.39%	2.23%
均等割	25,330	12,380	9,380
平等割	19,090	6,100	7,080
限度額	610,000	160,000	190,000

【令和2年度】

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	166,875	63,279	63,813	
	均等割	102,480	24,480	38,600	
	平等割	17,160	6,110	6,470	
	計	286,500	93,800	108,800	489,100

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,375	0	39,913	
	均等割	81,984	0	30,880	
	平等割	13,728	0	5,176	
	計	200,000	0	75,900	275,900

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	35,625	0	13,623	
	均等割	25,620	0	9,650	
	平等割	8,580	0	3,235	
	計	69,800	0	26,500	96,300

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,686	0	2,895	
	平等割	5,148	0	1,941	
	計	12,800	0	4,800	17,600

⑤		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,375	0	39,913	
	均等割	76,860	0	28,950	
	平等割	8,580	0	3,235	
	計	189,800	0	72,000	261,800

【2基礎データ】

	医療分	介護分	後期支援分
基礎控除	330,000	330,000	330,000
所得割	6.25%	2.37%	2.39%
均等割	25,620	12,240	9,650
平等割	17,160	6,110	6,470
限度額	630,000	170,000	190,000

【令和3年度①】標準保険料率（市町村算定方式）

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	167,142	71,823	69,687	
	均等割	98,804	24,288	40,052	
	平等割	17,090	6,204	6,928	
	計	283,000	102,300	116,600	501,900

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,542	0	43,587	
	均等割	79,043	0	32,042	
	平等割	13,672	0	5,542	
	計	197,200	0	81,100	278,300

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	35,682	0	14,877	
	均等割	24,701	0	10,013	
	平等割	8,545	0	3,464	
	計	68,900	0	28,300	97,200

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,410	0	3,004	
	平等割	5,127	0	2,078	
	計	12,500	0	5,000	17,500

⑤		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,542	0	43,587	
	均等割	74,103	0	30,039	
	平等割	8,545	0	3,464	
	計	187,100	0	77,000	264,100

【3①基礎データ】

	医療分	介護分	後期支援分
基礎控除	330,000	330,000	330,000
所得割	6.26%	2.69%	2.61%
均等割	24,701	12,144	10,013
平等割	17,090	6,204	6,928
限度額	630,000	170,000	190,000

【令和3年度②】標準保険料率

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	166,341	68,085	69,153	
	均等割	101,388	25,516	41,156	
	平等割	16,855	6,359	6,842	
	計	284,500	99,900	117,100	501,500

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,041	0	43,253	
	均等割	81,110	0	32,925	
	平等割	13,484	0	5,474	
	計	198,600	0	81,600	280,200

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	35,511	0	14,763	
	均等割	25,347	0	10,289	
	平等割	8,428	0	3,421	
	計	69,200	0	28,400	97,600

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,604	0	3,087	
	平等割	5,057	0	2,053	
	計	12,600	0	5,100	17,700

⑤		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,041	0	43,253	
	均等割	76,041	0	30,867	
	平等割	8,428	0	3,421	
	計	188,500	0	77,500	266,000

【3②基礎データ】

	医療分	介護分	後期支援分
基礎控除	330,000	330,000	330,000
所得割	6.23%	2.55%	2.59%
均等割	25,347	12,758	10,289
平等割	16,855	6,359	6,842
限度額	630,000	170,000	190,000

変動シート

年税額	年度比較		標準税率との差異	
	→(%増)	試算年	年額差	抑制率
試算年				
500,200	2%	11,100	-1,700	-0.3%
279,500	1%	3,600	1,200	0.4%
97,600	1%	1,300	400	0.4%
17,600	0%	0	100	0.6%
265,300	1%	3,500	1,200	0.5%

【3年度③】改正予定税率

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	171,147	69,420	66,750	
	均等割	101,160	23,480	38,240	
	平等割	17,490	6,000	6,620	
	計	289,700	98,900	111,600	500,200

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	107,047	0	41,750	
	均等割	80,928	0	30,592	
	平等割	13,992	0	5,296	
	計	201,900	0	77,600	279,500

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	36,537	0	14,250	
	均等割	25,290	0	9,560	
	平等割	8,745	0	3,310	
	計	70,500	0	27,100	97,600

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,587	0	2,868	
	平等割	5,247	0	1,986	
	計	12,800	0	4,800	17,600

⑤		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	107,047	0	41,750	
	均等割	75,870	0	28,680	
	平等割	8,745	0	3,310	
	計	191,600	0	73,700	265,300

【3③基礎データ（試算変数用）】*リンク

	医療分	介護分	後期支援分
基礎控除	330,000	330,000	330,000
所得割	6.41%	2.60%	2.50%
均等割	25,290	11,740	9,560
平等割	17,490	6,000	6,620
限度額	630,000	170,000	190,000

令和3年度国民健康保険税率の改定【現行・改定後】

(1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率に関する改正 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	6.25%	25,620円	17,160円
改定後	6.41%	25,290円	17,490円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	2.39%	9,650円	6,470円
改定後	2.50%	9,560円	6,620円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現行	2.37%	12,240円	6,100円
改定後	2.60%	11,740円	6,000円

(2) 減額 (低所得者の軽減措置)

国民健康保険税の減額に関する改正 (第 11 条関係)

(医療分)

	7 割軽減		5 割軽減		2 割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	17,934 円	12,012 円	12,810 円	8,580 円	5,124 円	3,432 円
改定後	17,703 円	12,243 円	12,645 円	8,745 円	5,058 円	3,498 円

※特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

(支援金分)

	7 割軽減		5 割軽減		2 割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	6,755 円	4,529 円	4,825 円	3,235 円	1,930 円	1,294 円
改定後	6,692 円	4,634 円	4,780 円	3,310 円	1,912 円	1,324 円

※特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

(介護分)

	7 割軽減		5 割軽減		2 割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	8,568 円	4,277 円	6,120 円	3,055 円	2,448 円	1,222 円
改定後	8,218 円	4,200 円	5,870 円	3,000 円	2,348 円	1,200 円

(3) 軽減判定所得の見直し

地方税法施行令の一部改正に伴い、給与所得控除・公的年金等控除の 10 万円引下げ、基礎控除の 10 万円引上げが行われることにより、軽減対象の範囲に影響が生じないように低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得基準の計算式の見直しを行います。

① 7 割軽減基準額

【現行】

33 万円

【改正後】

43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円

② 5割軽減基準額

【現行】

$$33 \text{万円} + 28 \text{万}5,000 \text{円} \times \text{被保険者数}$$

【改正後】

$$\underline{43 \text{万円}} + 28 \text{万}5,000 \text{円} \times \text{被保険者数} \\ + \underline{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{万円}}$$

③ 2割軽減基準額

【現行】

$$33 \text{万円} + 52 \text{万円} \times \text{被保険者数}$$

【改正後】

$$\underline{43 \text{万円}} + 52 \text{万円} \times \text{被保険者数} \\ + \underline{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{万円}}$$

(4) 補足事項

令和3年度は、賦課限度額の引き上げは見送られ、現在の99万円（医療分63万円、後期支援分19万円、介護分17万円）が維持されます。

令和 3 年度平塚市国民健康保険事業特別会計の

当初予算案と事業の概要

全体

- ・被保険者数 36,000 世帯(前年度比-700 世帯)、被保険者数 55,300 人(前年度比-1,500 人)と見込みます。
- ・歳入歳出総額は、前年度比 1.7%減、4億 4,600 万円減の 254 億 9,900 万円です。
- ・被保険者数の減少に伴い、歳出・保険給付費など全体的に減少傾向を見込みますが、高額療養費関係については、一人当たり医療費の増や税制改正などを踏まえ前年度と同程度としています。
- ・コロナ対応として、前年度と同様に、保険税の減免及び傷病手当金支給事業を計上しています。
- ・令和3年3月からのオンライン資格確認、令和3年 10 月からのレセプト保険者間振替の開始に伴い、失効被保険者証の利用による過誤請求や未収金の削減が見込まれます。

歳入

国民健康保険税

- ・標準税率を参考に、保険税率を見直します。
- ・ほぼ標準保険税率どおりの算定となり、1.5%増になります。歳入全体に占める割合は 21.8%です。

県支出金

- ・国、社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金等が合算され、歳入で最大の費目になります。歳入全体の約 70%を占めます。

繰入金

- ・他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金などの減少により、前年度比で 4.6%減、約 9,700 万円減の 20 億 948 万 5,000 円です。
- ・赤字補填を目的とした繰入(その他一般会計繰入金)については、平成 30 年度に策定した「決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減目標計画」のとおり令和2年度を持って解消しました。一方で、国・県が認める「地方単独事業の医療給付費波及増分」については、繰入金を当面継続するため前年度と同額になります。
- ・保険税の負担を緩和するため、市国民健康保険基金を取り崩し、2,500 万円を繰り入れます。

歳出の主な事業

【総務費】

国民健康保険庶務事業(1億 8,262 万円／前年度比-1,720 万円)

- ・前年度に導入した国保標準システムに係るシステム改修経費が減となった分の影響が大半を占めます(-1,286 万円)。
- ・令和3年3月から開始されるオンライン資格確認の通年化による増(+139 万円)などもありますが、被保険者数の減少により全体的に縮小しています。

国民健康保険賦課徴税事業(6,200 万円／前年度比-492 万円)

- ・訪問徴収を行っていた徴収員3名を廃止し、新たに保険税窓口事務職員1名、滞納整理補助職員1名に切り替え、徴収率の向上に向けた取組を強化します。
- ・長期継続契約の期間満了に伴い自動音声による電話催告を終了するとともに、新たな収納率向上策として預貯金等照会業務を電子化する「pipit LINQ」を導入します。

【保険給付費(174 億 1,026 万円／前年度比-4億 5,698 万円)】

- ・被保険者数の減少に伴い、減少しています。歳出全体の約 70%を占めます。

【国民健康保険事業費納付金(72 億 8,344 万円／前年度比+6,521 万円)】

- ・医療給付費などの見込み額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して、県が市町村ごとに決定します。市町村は保険税などにより、納付金を納めます。

【保健事業費】

特定健康診査・特定保健指導事業(2億 4,747 万円／前年度比+13 万円)

- ・特定保健指導事業を健康課から保険年金課に移管し、事務の一元化による効率化、強化を図ります。
- ・医療費、ジェネリック医薬品、生活習慣病などの啓発方法を見直し、受診率向上に努めます。

令和3年度当初予算案総括表 [対令和2年度当初予算]

単位 千円

科目	3年度当初		2年度当初		比較		説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	
国民健康保険税	5,562,093	21.8%	5,479,125	21.1%	82,968	1.5%	現年度分と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが、納められず翌年度以降に繰り越された税)の保険税
一般被保険者国民健康保険税	5,560,811		5,477,353		83,458	1.5%	
現年課税分	5,269,769		5,180,741		89,028	1.7%	
医療給付費	3,482,374		3,431,379		50,995	1.5%	一般被保険者 現年度分
後期高齢者支援金分	1,307,574		1,282,753		24,821	1.9%	
介護納付金分	479,821		466,609		13,212	2.8%	
滞納繰越分	291,042		296,612		-5,570	-1.9%	
医療給付費	196,381		204,617		-8,236	-4.0%	一般被保険者 滞納繰越分
後期高齢者支援金分	59,303		56,807		2,496	4.4%	
介護納付金分	35,358		35,188		170	0.5%	
退職被保険者等国民健康保険税	1,282		1,772		-490	-27.7%	
現年課税分	30		30		0	0.0%	
医療給付費	10		10		0	0.0%	退職被保険者等 現年度分
後期高齢者支援金分	10		10		0	0.0%	
介護納付金分	10		10		0	0.0%	
滞納繰越分	1,252		1,742		-490	-28.1%	
医療給付費	834		1,162		-328	-28.2%	退職被保険者等 滞納繰越分
後期高齢者支援金分	196		271		-75	-27.7%	
介護納付金分	222		309		-87	-28.2%	
一部負担金	20	0.0%	20	0.0%	0	0.0%	支払猶予で、市に納める一部負担金
使用料及び手数料	7	0.0%	1	0.0%	6	600.0%	納税証明書の発行手数料
手数料	7		1		6	600.0%	
総務手数料	7		1		6	600.0%	
証明書発行手数料	7		1		6	600.0%	
国庫支出金	10	0.0%	10	0.0%	0	0.0%	
国庫補助金	10		10		0	0.0%	
災害臨時特例補助金	10		10		0	0.0%	東日本大震災(東電福島原発事故)に際し、保険税や一部負担金等の減免を行うことによる負担増への補助
県支出金	17,694,913	69.4%	18,134,839	69.9%	-439,926	-2.4%	
県補助金	17,694,913		18,134,839		-439,926	-2.4%	
保険給付費等交付金	17,694,913		18,134,839		-439,926	-2.4%	
普通交付金	17,284,938		17,752,022		-467,084	-2.6%	療養の給付など保険給付に必要な費用に対する交付金
特別交付金(保険者努力支援分)	94,539		75,214		19,325	25.7%	後発医薬品使用割合や特定健診の受診率など保険者としての努力を行う市町村に対する交付金
特別交付金(特別調整交付金分(市町村分))	109,248		97,930		11,318	11.6%	国の特別調整交付金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(県繰入金(2号分))	136,919		136,263		656	0.5%	都道府県繰入金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(特定健康診査等負担金)	69,269		73,410		-4,141	-5.6%	特定健康診査・特定保健指導に対する交付金
繰入金	2,009,485	7.9%	2,106,516	8.1%	-97,031	-4.6%	一般会計、国民健康保険基金からの繰入金
他会計繰入金	1,984,485		2,076,516		-92,031	-4.4%	
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	750,630		805,600		-54,970	-6.8%	保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。県分を含む。
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	449,570		493,020		-43,450	-8.8%	保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・県分を含む。
職員給与費等繰入金	478,408		486,420		-8,012	-1.6%	職員給与費等の総務費に対する繰入れ
出産育児一時金等繰入金	50,400		42,000		8,400	20.0%	出産育児一時金に対する繰入れ
国保財政安定化支援事業繰入金	63,477		57,476		6,001	10.4%	国保財政の健全化等に資するために講じられている地方財政措置分の繰入れ
その他一般会計繰入金	192,000		192,000		0	0.0%	≪法定外繰入金≫保険税の負担緩和などに充てられるもの
市国民健康保険基金繰入金	25,000		30,000		-16,777	-16.7%	国民健康保険事業の財源不足に対応するための繰入れ
繰越金	180,000	0.7%	180,000	0.7%	0	0.0%	前年度からの繰越金
諸収入	52,472	0.2%	44,489	0.2%	7,983	17.9%	保険税の延滞金など
延滞金、加算金及び過料	23,030		10,030		13,000	129.6%	
一般被保険者延滞金	23,000		10,000		13,000	130.0%	
退職被保険者等延滞金	10		10		0	0.0%	
一般被保険者加算金	10		10		0	0.0%	
退職被保険者等加算金	10		10		0	0.0%	
雑入	29,442		34,459		-5,017	-14.6%	
一般被保険者第三者納付金	25,571		24,179		1,392	5.8%	
退職被保険者等第三者納付金	40		40		0	0.0%	
一般被保険者返納金	3,826		6,510		-2,684	-41.2%	
現年分	3,816		6,500		-2,684	-41.3%	
滞納繰越分	10		10		0	0.0%	
退職被保険者等返納金	2		2		0	0.0%	
現年分	1		1		0	0.0%	
滞納繰越分	1		1		0	0.0%	
退職被保険者事業費納付金返還金			3,657		-3,657	皆減	令和元年度の退職被保険者に係る国保事業費納付金の精算金(R3はR1がマイナスのため0)
指定公費負担医療代替交付金	3		71		-68	-95.8%	
歳入合計	25,499,000	100.0%	25,945,000	100.0%	-446,000	-1.7%	

令和3年度当初予算案総括表 [対令和2年度当初予算]

単位 千円

科目	3年度当初		2年度当初		比較		出 明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	率	
総務費	478,408	1.9%	486,420	1.9%	-8,012	-1.6%	
総務管理費	415,707		418,803		-3,096	-0.7%	
一般管理費	412,977		416,012		-3,035	-0.7%	
職員給与費	230,354		216,186		14,168	6.6%	人件費
国民健康保険庶務事業	182,623		199,826		-17,203	-8.6%	資格管理、保険給付、システム関係経費等の事務費
国民健康保険団体連合会負担金	2,730		2,791		-61	-2.2%	国民健康保険団体連合会への負担金
徴税費	62,100		67,016		-4,916	-7.3%	保険税徴収業務に係る費用
運営協議会費	601		601		0	0.0%	運営協議会に係る費用
保険給付費	17,410,256	68.3%	17,867,233	68.9%	-456,977	-2.6%	
療養諸費	15,142,176		15,614,987		-472,811	-3.0%	
一般被保険者療養給付費	14,935,890		15,390,747		-454,857	-3.0%	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
退職被保険者等療養給付費	210		2,105		-1,895	-90.0%	退職被保険者等が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	157,418		169,480		-12,062	-7.1%	一般被保険者が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
退職被保険者等療養費	100		596		-496	-83.2%	退職被保険者等が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	48,558		52,059		-3,501	-6.7%	レセプト点検の手数料
高額療養費	2,170,142		2,167,364		2,778	0.1%	
一般被保険者高額療養費	2,168,703		2,166,104		2,599	0.1%	平成31年度より細分化
一般被保険者高額療養費	2,162,904		2,163,104		-200	0.0%	一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	5,799		3,000		2,799	93.3%	70歳以上の一般被保険者が1年間に支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
退職被保険者等高額療養費	400		421		-21	-5.0%	退職被保険者等が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	939		739		200	27.1%	
退職被保険者等高額介護合算療養費	100		100		0	0.0%	
移送費	300		350		-50	-14.3%	負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急的に移送された際に支給するもの
一般被保険者移送費	250		250		0	0.0%	
退職被保険者等移送費	50		100		-50	-50.0%	
出産育児諸費	75,638		63,032		12,606	20.0%	
出産育児一時金	75,600		63,000		12,600	20.0%	被保険者が出産した際に、出産児1人につき42万円を支給するもの
審査支払手数料	38		32		6	18.8%	
葬祭諸費	21,000		21,500		-500	-2.3%	被保険者が亡くなった際に、喪主に対して5万円を支給するもの
傷病手当金	1,000		1,000		0	0.0%	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給するもの
国民健康保険事業費納付金	7,283,443	28.6%	7,218,235	27.8%	65,208	0.9%	
医療給付費分	4,952,009		4,923,753		28,256	0.6%	一般、退職被保険者の医療給付費分に係る納付金を県に納付するもの
一般被保険者医療給付費分	4,948,929		4,922,607		26,322	0.5%	
退職被保険者等医療給付費分	3,080		1,146		1,934	168.8%	
後期高齢者支援金等分	1,687,436		1,658,854		28,582	1.7%	一般、退職被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金を県に納付するもの
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,687,436		1,658,581		28,855	1.7%	
退職被保険者等後期高齢者支援金等分			273		-273	皆減	
介護納付金分	643,998		635,628		8,370	1.3%	介護納付金分に係る納付金を県に納付するもの
介護納付金分	643,998		635,628		8,370	1.3%	
共同事業拠出金	5	0.0%	5	0.0%	0	0.0%	一般被保険者から退職被保険者に移行する方の一覧表作成に係る拠出金を国保連へ支払うもの
共同事業拠出金	5		5		0	0.0%	
保健事業費	279,585	1.1%	316,179	1.2%	-36,594	-11.6%	
保健事業費	32,112		68,840		-36,728	-53.4%	
保健普及費	9,362		9,090		272	3.0%	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用
病院事業費	22,750		59,750		-37,000	-61.9%	直営診療施設に対して交付される特別調整交付金を病院事業会計へ支出するもの
特定健康診査等事業費	247,473		247,339		134	0.1%	こくほの健診・こくほの人間ドック等に係る費用
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	229,074		228,979		95	0.0%	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	18,399		18,360		39	0.2%	
市国民健康保険基金積立金	0	0.0%	10,000	0.0%	-10,000	皆減	平塚市国民健康保険基金への積立金
諸支出金	47,203	0.2%	46,828	0.2%	375	0.8%	還付金・返還金など
償還金及び還付加算金	47,200		46,757		443	0.9%	
一般被保険者保険税還付金	45,000		43,657		1,343	3.1%	
退職被保険者等保険税還付金	280		280		0	0.0%	
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000		1,000		0	0.0%	保険給付費等交付金の前年度超過交付分に係る返還金。
一般被保険者保険税還付加算金	900		1,800		-900	-50.0%	
退職被保険者等保険税還付加算金	20		20		0	0.0%	
指定公費負担医療立替金	3		71		-68	-95.8%	
予備費	100	0.0%	100	0.0%	0	0.0%	
歳 出 合 計	25,499,000	100.0%	25,945,000	100.0%	-446,000	-1.7%	

歳入歳出差引額

0

0

予算用語の説明

歳入

1 国民健康保険税

保険税として納められる現年度分（該当年度に課税される分）と滞納繰越分（前年度以前に課税されたが未納の分）の額。歳出・国民健康保険事業費納付金の財源となる。目的により、医療給付費分（国民健康保険の医療負担分）・後期高齢者支援金分（現役世代から後期高齢者医療制度への支援）・介護納付金分（40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者の介護納付金分）の3つに分かれる。

【関連】歳出・保険給付費、歳出・国民健康保険事業費納付金

2 一部負担金

貧困その他特別な理由で、一部負担金を医療機関ではなく保険者が徴収するとした後、徴収を猶予でき、猶予期間後に一部負担金を納めてもらうための費目。一部負担金は療養の給付にかかる費用のうち、給付を受ける受給者が負担すべき費用の一部（通常は医療機関で請求される金額）。

3 使用料及び手数料

国民健康保険納付証明書の発行に係る手数料。1件300円。

4 国庫支出金

(1) 災害臨時特例補助金

東日本大震災などによる保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するための補助金。

5 県支出金

(1) 保険給付費等交付金

① 普通交付金

保険給付にかかる市町村の費用を都道府県国民健康保険特別会計から交付する。国・県・社会保険診療報酬支払基金などの交付金等と、県内市町村の国民健康保険事業費納付金が財源となっている。市町村の財政状況その他の事業に応じた財政調整の役割も持つ。

【関連】歳出・保険給付費（出産育児諸費・葬祭諸費を除く）、歳出・国民健康保険事業費納付金

② 保険者努力支援分

特定健診などの実施状況、税の収納率などを指標にして、保険者として努力する市町村などに交付される交付金。

③ 特別調整交付金（市町村向け）

災害など市町村の特殊事情による財政難を調整するために交付される国からの交付金。

④ 都道府県繰入金（2号分）

県一般会計から県国保会計への繰入金は保険給付費の9%。このうち3パーセントが2号分で、国民健康保険制度改革に伴う激変緩和措置2%と市町村の事業評価分1%に充てられる。残りの

6%が1号分で、県特別会計に入り、県全体の納付金に充てられ、保険税を下げている。

⑤ 特定健康診査等負担金

特定健康診査・特定保健指導に対する国・県の負担金。国 1/3・県 1/3。

【関連】 歳出・保健事業費・特定健康診査等事業費

6 繰入金

平塚市一般会計や国民健康保険基金からの繰入金。

(1) 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

応益割(均等割・平等割)の軽減額を都道府県(地方交付税を充てる)が 3/4、市町村が 1/4 を負担する。

【関連】 歳入・国民健康保険税

(2) 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

中間所得者層を中心に保険料を軽減するため、応益割の軽減対象となった被保険者数に応じて、国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 を負担する。

【関連】 歳入・国民健康保険税

(3) 職員給与費等繰入金

職員給与費・事務費などを、市の一般財源から繰り入れ、負担する。

【関連】 歳出・総務費

(4) 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金の給付額に対して 2/3 を国が補助する。

【関連】 歳出・保険給付費・出産育児一時金

(5) 国保財政安定化支援事業繰入金

保険者の責めに帰することができない低所得者や病床、高齢者の数が特に多いことによる国民健康保険財政への負担に対して、国から地方交付税で措置される。

(6) その他一般会計繰入金

国民健康保険法などに根拠がない繰入金。本市の場合は、地方単独事業の実施に伴う医療給付費の波及増へ対応するための繰入金となっている。財政補てんのための繰入金は、段階的・計画的に削減・解消すると県国民健康保険運営方針で定められている。

(7) 基金繰入金

市国民健康保険基金を取り崩した繰入金。

【関連】 歳出・基金積立金

7 繰越金

前年度からの繰越金。前年度の歳入総額－前年度の歳出総額と等しい。

8 諸収入

保険税の延滞金や、他保険に異動した被保険者の療養給付費の返納金、県への納付金の精算分など。

歳出

1 総務費

【関連】歳入・繰入金・職員給与費等繰入金

- (1) 一般管理費
職員給与費・システム委託料や通信運搬費など国民健康保険事業の全般的な事務費。
- (2) 国民健康保険団体連合会負担金
業務を委託する国民健康保険団体連合会の負担金。
- (3) 徴税費
保険税通知書・督促など保険税徴収の費用。
- (4) 運営協議会費
国民健康保険運営協議会の費用。

2 保険給付費

【関連】歳入・県支出金・普通交付金

- (1) 療養諸費
 - ①療養給付費
診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払う費用。
 - ②療養費
一般被保険者または退職被保険者が診療、治療用装具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給する費用。
 - ③審査支払手数料
診療報酬請求書などレセプトの点検手数料。
- (2) 高額療養費
一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用。
- (3) 移送費
移動が著しく困難な状態で、医師の判断により、病院などへ緊急に移送する費用。
- (4) 出産育児諸費
被保険者の出産に際し、出産育児一時金に係る費用。
【関連】歳入・繰入金・出産育児一時金等繰入金
- (5) 葬祭諸費
被保険者の葬祭に際し、葬祭費に係る費用。

3 国民健康保険事業費納付金

医療給付費等の見込みを立てた上で、国からの交付金などで賄われる部分を除いた額。県が決定する。市町村の所得水準や医療費水準が反映され、標準保険税率の算定基礎となる。

【関連】歳入・国民健康保険税

- (1) 医療給付費分
国民健康保険の保険給付費の費用。

(2) 後期高齢者支援金等分

後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）。

(3) 介護納付金分

介護保険制度に対して拠出する支援金。

4 共同事業拠出金

平成 30 年度以降も継続する退職者医療共同事業の拠出金。

5 保健事業費

(1) 保健事業費

医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用。

(2) 特定健康診査等事業費

特定健康診査や特定保健指導などの費用。

【関連】歳入・県支出金・特別交付金（特定健康診査等負担金）。

6 基金積立金

平塚市国民健康保険基金に積み立てる費用。

【関連】歳入・繰入金・基金繰入金

7 諸支出金

被保険者への国民健康保険税の還付金とその還付加算金、県への償還金など。

【関連】歳入・国民健康保険税

8 予備費

予備の費用

平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画(第 3 期)データヘルス計画(第1期)の中間評価報告

1. 計画の概要

平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき特定健康診査及び特定保健指導を円滑に展開することを目的として平成20年度に策定し、現在第3期計画を実施しています。

データヘルス計画は、国の指針に基づき医療レセプトや特定健診の健診データを用いて分析し、健康課題を明確にしたうえでPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業に取り組むための計画です。本計画は、平成30年度に特定健康診査・特定保健指導実施計画(第3期)と一体的に策定し、現在取組を進めています。

いずれも令和5年度までの6年計画のため、中間年である令和2年度にこれまでの取組を振り返り、今後3年間の保健事業の取組を見直しました。

2. 計画全体の評価

特定健診受診率、特定保健指導利用率を向上させ、生活習慣病、重症化予防に取り組む、健康寿命の延伸、介護予防、医療費適正化を目標に向け取り組んできましたが、健康寿命や医療費などの数字に大きな変化は見られませんでした。

3. 保健事業計画の評価

【特定健康診査・特定保健指導実施計画】

		H28年度	R1年度	
目標1.	特定健康診査受診率を対象者の42%とする。	33.0%	33.2%	0.2%
目標2.	特定健康診査の継続受診率を80%とする。	79.6%	66.5%	-13.1%
目標3.	特定保健指導の実施率を対象者の23%とする。	11.6%	16.8%	5.2%

目標1. ①健診実施期間の見直し、②分かりやすい健診の案内、③医療機関からの受診勧奨、④過去の受診歴別受診勧奨を実施。H30年度は34.3%に上昇しました。R1年度より実施期間の短縮を行ったため、これまで年度末に受診する習慣のあった方の受けそびれの影響と考えます。

目標2. 制度の見直しによってH28年度より、国保から社保への移動が進んだため、定期的に健診を受診していた人が減少し継続受診率が下がったと考えます。

目標3. 委託業者によるオンライン保健指導に加え、血管機能測定等のオプションの追加、電話、はがきでの再勧奨、市職員(臨時職員)の家庭訪問での再々勧奨及び保健指導実施など行った結果、実施率が上がってきました。

【データヘルス計画】

<生活習慣病重症化予防事業>

これまで本市では、糖尿病重症化予防に取り組んできたが、糖尿病性腎症重症化による人工透析患者を増やさない取り組みにも積極的に取り組む必要があることから R2 度より専門医と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業（病診連携）を始めました。

また平塚市の医療費、健診データを分析すると、高血圧や糖尿病、脂質異常症が主な原因となる心血管疾患、脳血管疾患の死亡率、医療費が高く、治療放置者、治療中断者への受診勧奨も重要な取り組みであることから、生活習慣病重症化予防事業の見直しをしました。

<医療費適正化事業>

ジェネリック医薬品利用促進事業

	H28年度	R1年度	
ジェネリック医薬品シェア率80%とする。	65%	75.40%	10.4%

順調にシェア率が上がって来ている。今後ジェネリック医薬品差額通知対象を300円から200円に引き下げ、対象者を増やしていく予定です。

4. 改正点

- ①保健事業の評価指標にアウトプット、アウトカム指標を記載
- ②目標値の再設定
- ③新規保健事業の追加（9事業）
 - ・40歳到達者への健診受診勧奨
 - ・国保新規加入時の健診受診勧奨
 - ・特定健診結果説明会の開催
 - ・35歳限定健康診断（仮称）
 - ・特定保健指導医療機関利用勧奨事業
 - ・糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ・高血圧重症化予防事業
 - ・健診異常値放置者対策事業
 - ・生活習慣病治療中断者対策事業

以 上

対策	既存/新規	事業名	事業の目的及び概要	対象者	アウトプット指標			アウトカム指標			各年度の目標値
					指標	現状値 (令和元年度)	目標値	指標	現状	R5年度の目標値	
特定保健指導	既存	特定保健指導	生活習慣病の発症・重症化予防を目的として、特定健診結果から階層化（積極的支援、動機付け支援）された対象者に内臓脂肪を減らすための保健指導を実施する	積極的支援：特定健診の結果、生活改善を必要とし、専門職による継続的な支援が必要な方 動機付け支援：特定健診の結果、生活改善を必要とし、生活習慣を変えるために意思決定の支援が必要な方	対象者への個別通知を発送した割合	100%	100%	特定保健指導実施率	(令和元年度) 16.8%	特定保健指導実施率 23%	令和3年度 21% 令和4年度 22%
特定保健指導利用率・実施率	既存	特定保健指導利用動奨事業	特定保健指導利用率の向上を目的として、特定保健指導未利用者に対して、段階的に方法の異なる利用動奨（電話かハガキ、再動奨通知、家庭訪問）を行う	特定保健指導未利用者	未利用者へ利用動奨を実施した割合	100%	100%	特定保健指導利用率	(令和元年度) 14.7%	特定保健指導利用率 16.5%	R3年度 15.5% R4年度 16.0%
	新規	特定保健指導医療機関利用動奨事業	医療機関における特定健診の結果説明時に特定保健指導の利用動奨を積極的に行う（令和3年度はモデル事業として一部の医療機関で実施予定）	特定保健指導対象者	利用動奨実施医療機関数	令和3年度より、モデル事業として開始	15医療機関	医療機関からの特定保健指導利用者数	令和3年度より実施のため現状値なし	利用者数 40人	R3年度 20人 R4年度 30人
生活習慣病重症化予防事業	既存	糖尿病重症化予防事業	糖尿病を重症化させないために家庭訪問による保健指導及び、食習慣を中心とした生活改善のための集団指導を行う	前年度の特定健診でHbA1c6.5以上で、優先して治療する疾患のない者	対象者への個別案内した割合 家庭訪問による面接指導した割合	100% 69.6%	100% 70%	①個別継続指導実施者のHbA1c値の改善率 ②教室参加者のHbA1c値の改善率	①現状値なし ②令和元年度 改善率86.1%	①個別継続指導実施者のHbA1c値の改善率 60% ③教室参加者のHbA1c値の改善率 76%	R3年度 ①個別継続指導実施者のHbA1c値の改善率50% ②教室参加者のHbA1c値の改善率74% R4年度 ①個別継続指導実施者のHbA1c値の改善率55% ②教室参加者のHbA1c値の改善率75%
	新規	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症の重症化を予防するため、対象者を抽出し、本人健診実施医療機関に通知 健診実施医療機関と相談のち、専門医と連携して腎機能の低下を防ぐ体制を構築する	当該年度の健診結果を分析し、HbA1cが6.5以上でeGFRが低下、尿蛋白が出ている者	対象者へ通知した割合	令和2年度より実施（令和元年度225名）	80%	①健診実施医療機関への受診率 ②健診実施医療機関から専門医への紹介率 ③対象者のうち糖尿病未治療者、治療中断者が治療につながった率 ④新規透析患者のうちの糖尿病有病率	①令和2年度より実施のため現状値なし ②令和2年度より実施のため現状値なし ③令和2年度より実施のため現状値なし ④R元年度 糖尿病有病率56.3% 新規透析患者 23人（うち糖尿病有病者13人）	【短期目標】 ①健診実施医療機関への受診率 50% ②健診実施医療機関から専門医への紹介率35% ③糖尿病未治療者、治療中断者が治療につながった率 50% 【中長期目標】 ④新規透析患者のうちの糖尿病有病率 50%	R3年度 ①健診実施医療機関への受診率 40% ②健診実施医療機関から専門医への紹介率 25% ③糖尿病未治療者、治療中断者が治療につながった率 40% R4年度 ①健診実施医療機関への受診率 45% ②健診実施医療機関から専門医への紹介率 30% ③糖尿病未治療者、治療中断者が治療につながった率 45%
	新規	高血圧重症化予防事業	高血圧を重症化させないために家庭訪問や来所相談による面談指導及び電話指導等の保健指導を行う	前年度の特定健診で高血圧Ⅱ度以上の服薬治療者でBMI25以上及び腹囲が男性85cm以上・女性90cm以上で、優先して治療する疾患のない者	対象者へ指導した割合	令和3年度から実施（令和元年度206名）	60%	継続保健指導を実施した者のうち ①血圧値が改善した者の割合 ②体重が減少した者の割合	令和3年度より実施のため現状値なし	継続保健指導を実施した者のうち ①血圧値が改善した者の割合 60% ②体重が減少した者の割合 60%	①R3年度 50% R4年度 55% ②R3年度 50% R4年度 55%
	新規	健診異常者値放置者受診動奨事業	特定健診受診後その結果に異常値があるにも関わらず医療機関受診が確認できない者を抽出し、受診動奨を行う	前年度の健診にて受診動奨値があり現年度においても医療機関受診が確認できない方	対象者へ通知又は、電話で受診動奨した割合	令和2年度より実施（令和元年度500名）	80%	受診動奨通知送付後の医療機関受診率	令和2年度より実施のため現状値なし	対象者の医療機関受診率10%	R3年度 10% R4年度 10%
	新規	生活習慣病治療中断者受診動奨事業	これまで生活習慣病で定期受診していたが、その後定期受診を中断してしまった方を特定し受診動奨を行う	前年度の医療レセプトにて生活習慣の治療を中断している者	対象者へ通知又は、電話で受診動奨した割合	令和2年より実施（令和元年度247名）	80%	受診動奨通知送付後の医療機関受診率	令和2年度より実施のため現状値なし	対象者の医療機関受診率20%	R3年度 20% R4年度 20%

主な保健事業と評価指標（令和2年度中間評価 改訂版）

*太字が加筆修正した部分です。

対策	既存/新規	事業名	事業の目的及び概要	対象者	アウトプット指標			アウトカム指標			
					指標	現状値 (令和元年度)	目標値	指標	現状	R5年度の目標値	各年度の目標値
特定健診	既存	特定健康診査	生活習慣病に着目した健診 特にメタボリックシンドロームのリスクの高い者を早期に発見し、疾患が重症化しないよう指導につなげる	平塚市国民健康保加入中40～74歳の方 (除外対象者を除く)	対象者に個別通知した割合	99%	99%	受診対象者のうちの健診受診率	令和元年度 33.2%	目標受診率 42%	R3年度 40% R4年度 41%
特定健診受診率向上対策事業	既存	健診受診勧奨通知の発送	過去受診歴があるが、継続的に受診されない方に向け継続的に受診するよう勧奨する	過去5年間に健診受診歴があるが、継続して受診していない者	対象者に個別通知を送付した割合	99%	99%	通知到着時に受診していなかった者が受診した割合	令和元年度 35.6%	目標受診率 40%	R3年度 38% R4年度 39%
			継続未受診者へ受診勧奨はがきを送付	過去5年間健診受診歴のない者	対象者に個別通知を送付した割合	99%	99%	通知到着時に受診していなかった者が受診した割合	令和元年度 6.7%	目標受診率 10%	R3年度 8% R4年度 9%
	新規	40歳到達者への受診勧奨	初めて特定健診の受診対象者になった40歳到達者へ、健診受診の案内をハガキで通知し、健診受診を呼びかける	対象年度に40歳となる者	対象者に個別通知を送付した割合	99%	99%	通知到着時に受診していなかった者が受診した割合	令和元年度 16.0%	目標受診率 18%	R3年度 16.5% R4年度 17.5%
	既存	電話による特定健診受診勧奨	電話での健診受診勧奨	過去5年間に健診受診歴があるが、継続して受診していない者	対象者に電話にて受診勧奨した割合	1,000件	1,000件	電話勧奨時に受診していなかった者が受診した割合	令和元年度 40.3%	現状維持で取り組む 目標受診率 40%	R3年度 40% R4年度 40%
	新規	国保新規加入時の健診受診勧奨	年度途中に国保に新規加入された方へ、受診券を送付 これまで社保で健診を継続受診されてきた方が継続的に受診できるよう環境を整える	年度途中に国保に新規加入した40～74歳の方で、今年度の特定健診をまだ受けていないと回答した者	年度途中に国保新規加入された方で、今年度健診をまだ受けていないと回答した者へ健診受診券を送付した割合	100%	100%	①受診券を送付した人のうち、健診を受診した割合 ②前年度の対象者で健診受診した者のうち今年度も資格を有する者が健診を受診した割合	①令和元年度 47.4% ②令和元年度より実施のため現状値なし	①令和5年度 目標受診率 50% ②令和5年度 目標受診率 50%	R3年度 48% R4年度 49%
	既存	他健診の受領	職場や所属団体で受けた健診結果の提出を呼びかける	国保加入者で職場や所属団体で健康診断を受けた者	国保加入者で職場や所属団体で健康診断を受けた健診結果の提出を呼びかけ	実施	実施	職場や所属団体で受けた健診結果を受領した件数	令和元年度 50件	目標受領件数 80件	R3年度 60件 R4年度 70件
	既存	特定健診未受診者診療情報活用事業	医療機関より通院中の血液データを用いて特定健診の結果として情報提供してもらい特定健診結果として扱う	生活習慣病で通院中で、定期的に血液検査を行っており、特定健診を希望しない者	通院中で定期的に血液検査を行っており、特定健診を希望しない者に、診療で行った血液検査データを用いて特定健診の結果を提出するよう医療機関に呼び掛け	実施	実施	通院中の血液データを用いて特定健診の結果として情報提供された件数	令和元年度 提出件数101件	目標受領件数 200件	R3年度 130件 R4年度 170件
	既存	人間ドック費用助成事業	特定健診受診率向上対策の一つとして、特定健診の補完事業として実施	平塚市国民健康保加入中40～74歳の方	対象者に個別通知した割合	99%	99%	受診対象者のうちの健診受診率	令和元年度 人間ドック利用者 1,778人	利用者数 2,000人	R3年度 1,850件 R4年度 1,950件
	新規	特定健診結果説明会	特定健診を受診後、健診結果の見方の説明を受けることで今後の生活習慣の見直しのきっかけとするとともに、継続受診率向上を目指す	特定健診受診者のうち情報提供者となった者	対象者に個別通知した割合	100%	100%	参加者が翌年特定健診を継続して受診した割合	令和3年度より実施のため現状値なし	参加者の特定健診継続受診率 84%	(R3は前年度の実施がないため評価せず) R4 82%
新規	35歳限定 健康診断(仮称)	健康診断を受ける機会のない国保加入者に向け、特定健診、又は人間ドックを案内。30歳代半ばで健康診断を受ける機会を設け自分の健康に関心を持つきっかけとする。	4月1日時点で平塚市国民健康保険加入中で年度内に35歳になる者	対象者に個別通知した割合	95%	95%	対象者の健診受診率	令和3年度より実施のため現状値なし	受診率 18%	R3年度 16.5% R4年度 17.5%	

対策	既存/新規	事業名	事業の目的及び概要	対象者	アウトプット指標			アウトカム指標			各年度の目標値
					指標	現状値 (令和元年度)	目標値	指標	現状	R5年度の目標値	
医療費適正化事業	既存	重複・頻回受診者重複投薬者対策事業	過剰な受診や内服が疑われる被保険者のレセプトを確認。必要な受診や内服ではないと判断した者に適正受診や内服の指導を行う	平塚市国民健康保加入者のうち、連続する3か月間に主に精神科に関する項目で、 ①重複受診者：同一月に同一疾患で3機関以上を受診している者 ②頻回受診者：同一医療機関に月15日以上を受診がしている者 ③重複投薬者：同一薬効の医薬品を2機関以上の医療機関で処方されている者	対象者へ通知した割合	100% 100% (令和元年度重複受診重複投薬者10名、頻回受診対象者なし)	100%	指導した者のうちの改善率	令和元年度 重複受診、重複投薬者改善率 100% 頻回受診者 対象者なし	【短期目標】 重複受診、重複投薬者改善率80% 頻回受診改善率80% 【中長期目標値】 重複受診、重複投薬者数50%減 頻回受診者数50%減	R3年度、R4年度 重複受診、重複投薬者改善率80% 頻回受診改善率80%
	既存	ジェネリック医薬品利用促進事業	年3回先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した際の自己負担額の差額を通知しジェネリック医薬品への理解度を高め医療費削減に努める	平塚市国民健康保加入者のうち、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した際200円以上の差額が生じる者	対象者へ通知した割合	100% 100% (令和元年度)	95%	先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた率	令和元年度 75.4%	ジェネリック医薬品シェア率80%	R3年度 78% R4年度 79%